

# 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例制定請求を平成24年8月28日に受理したので、同法第74条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定に基づき、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり公表します。

平成24年8月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

## 1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

静岡県磐田市上本郷351番地	鈴木 望
静岡県静岡市葵区大岩二丁目49番13-306号	佐久間 章孔
静岡県静岡市葵区弥勒二丁目1番22号	成澤 聰
静岡県田方郡函南町平井1733番地の671	千石 貞幸
静岡県浜松市東区大瀬町2381番地の3フラット4大瀬C	鈴木 恵
静岡県牧之原市静波2604番地38	中村 英一
静岡県田方郡函南町柏谷1012番地の15	佐藤 昭広
静岡県富士市日乃出町130番地	山田 学
静岡県伊豆の国市三福704番地の1	相川 美沙
静岡県静岡市葵区城東町31番14号	馬場 利子
静岡県静岡市駿河区池田1346番地の4メゾンシャンパーニュ201号	中矢 秀
静岡県磐田市国府台117番地21	鈴木 敬三
静岡県浜松市北区細江町気賀1714番地の1	寺岡 勝治
静岡県島田市東町886番地	法月 高広
静岡県三島市錦が丘18番地の11	和田 紗代

## 2 請求の要旨

静岡県には浜岡原子力発電所が立地しております。原子力発電所は、電力の安定供給に一定の役割を果たしてきましたが、昨年の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故にみられるように、ひとたび事故が発生すると、地域住民の身体に深刻な影響を及ぼし、自然は汚され、産業や雇用、特に茶業などの地場産業に重大な影響を及ぼします。

また、浜岡原子力発電所は、高い確率で発生が予測される東海地震の震源域内に立地しています。

このように静岡県民の命や生活に極めて重大な影響を及ぼす浜岡原子力発電所の再稼働の是非については、直接静岡県民の意思を問い、その結果が反映されることが最も望ましいこととあります。よって、県民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。